

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

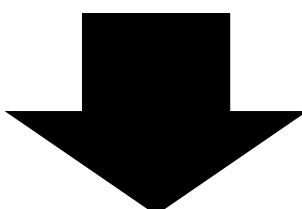
問1（対大臣）. フリーランスの働き方については、契約の不明確性や不透明性からくるトラブルや不利益がある。また、保険や保障といったものも整備されていないので不安定である。これらについて、どう整備していくのかが課題だと考える。保護と自由度のバランスをどう考えるか。この点についてご見解を伺う。

【注】

1. 本法案は、いわゆるフリーランスの方々に業務委託を行う発注事業者に対し、取引条件の明示等の義務を課すことにより、フリーランスに係る取引の適正化等を図るものである。

2. 他方で、事業者間取引における契約自由の原則の観点から、事業者間取引に対する行政の介入は最小限にとどめるべきである。

また、働く時間や場所を自由にできるなどの理由で、フリーランスという働き方を選択する者もいると承知しており、法規制の導入に際しては、こうしたフリーランスとしての働き方の自由を害しないように配慮する必要がある。



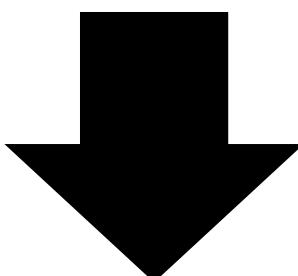
(注) 令和2年に内閣官房が実施したフリーランス実態調査では、フリーランスとしての働き方を選択した理由として、「自分の仕事のスタイルで働きたいため」を選択した者が57.8%、「働く時間や場所を自由にするため」を選択した者が39.7%（複数回答可）。

3. このため、本法案においては、フリーランスに係る取引適正化等と、発注事業者とフリーランスによる自由な事業活動とのバランスを取りながら、必要な規制を盛り込んでいる。

4. 具体的には、本法案では、①取引条件の明示、②支払期日における報酬の支払、③受領拒否の禁止等、④ハラスメント対策などの就業環境の整備に関する措置を規定しているが、

これらの規制は事業者間取引において当然に行われるべきもの、又は、発注事業者が雇用主の立場として既に講じている措置と同様の内容を求めるものである。

5. そのため、本法案の規制は、発注事業者に対し、新たに過度な負担を課すものではなく、発注事業者とフリーランスによる自由な事業活動を害するものではないと考えている。



6. なお、保険や社会保障に関しては、働き方の多様化が進む中、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが希望どおりに働くことができるような社会保障制度等を構築していくことが重要であり、昨年12月の全世代型社会保障構築会議の報告書も踏まえて、関係省庁と連携し、対応してまいりたい。

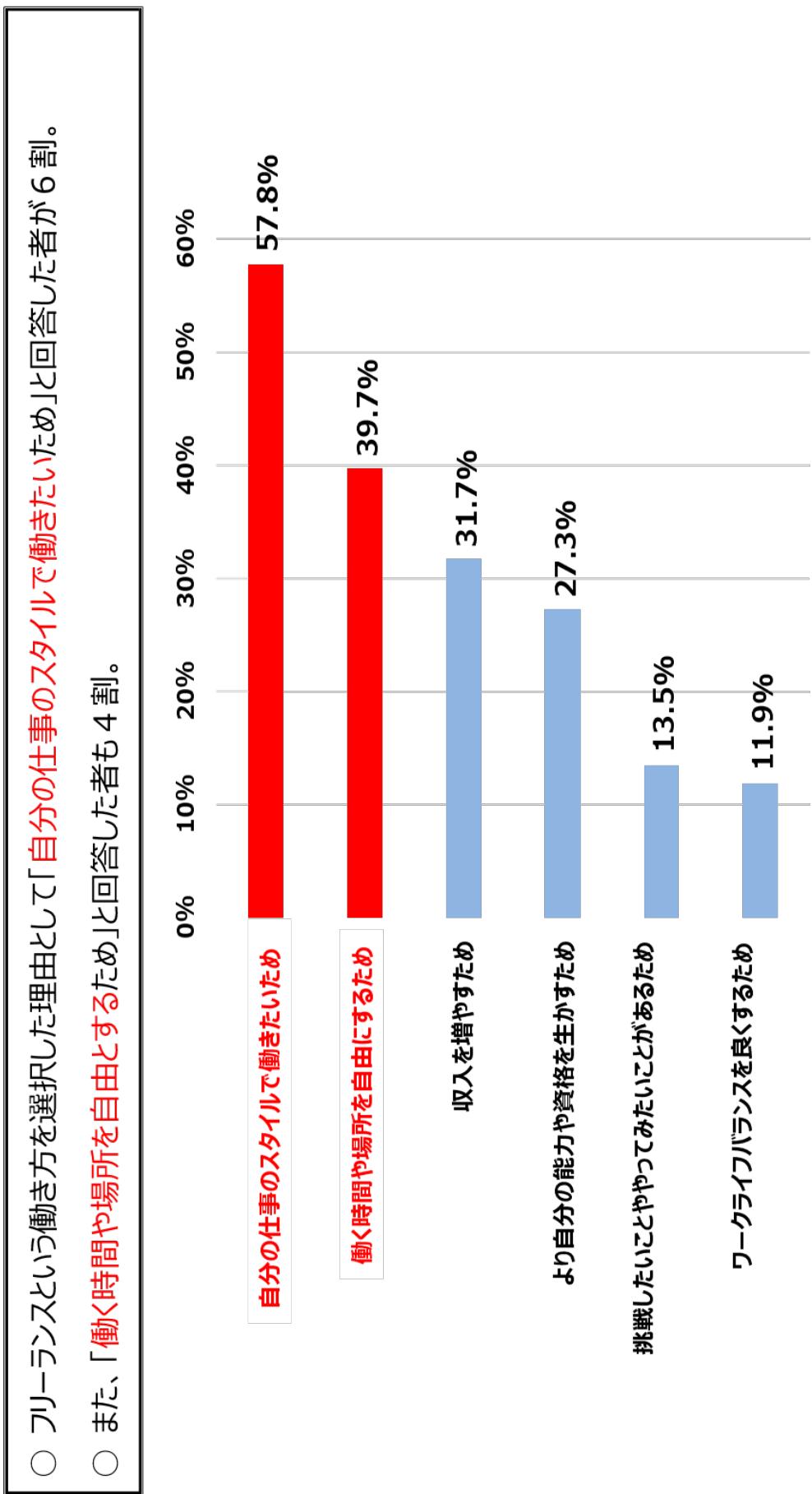
答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

フリーランスという働き方を選択した理由

(参考1) フリーランスという働き方を選択した理由（内閣官房が実施したフリーランス実態調査（令和2年））



(注)「フリーランスとしての働き方を選択した理由について、当ではまるものをお選びください。」（複数回答可） という設問への回答のうち上位6項目を集計。
(出所) 内閣官房「フリーランス実態調査結果」（令和2年）

（参考2）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、
公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬
の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用
する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で
定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示
しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないこと
につき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場
合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を
書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(対後藤大臣)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問2(対大臣) フリーランスの活動を促進する必要性をどのように認識しているか。

- 1 政府としては、個人が多様な働き方の中から、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要であり、フリーランスという働き方は、選択肢の一つであると考えている。
- 2 現に、「自分の仕事のスタイルで働きたい」、「働く時間や場所を自由にしたい」といった理由から、フリーランスとして働くことを積極的に選択する個人が多数いるものと承知している。
- 3 一方で、事業者間取引 (BtoB) において、業務委託を受けるフリーランスの方々が、不当な不利益を受けるといった取引上のトラブルが生じている実態があることから、フリーランスの方々が安定的に働くことができる環境を整備することは重要である。

トラブルの例：

- ・発注後において発注者の都合により、一方的に取引の発注数量が減らされた又は発注が取り消されたこと
- ・発注者からの報酬が支払期日までに支払われなかったこと



4 このため、今回の法律案では、

- ① 取引の適正化を図るため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、給付の内容の明示等を義務付けるとともに、
- ② 就業環境の整備を図るため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、育児介護等に対する配慮、ハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けること
等を盛り込んでいる。

5 本法律案により、フリーランスの方々が、不当な不利益を受けることなく、安定的に働くことができる環境を整備するとともに、ひいては、個人が多様な働き方の中から、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第2章 新しい働き方の定着

2. フリーランスの環境整備

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施した。その上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

こうした状況も踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う。

(参考2) 衆・予算委員会（令和2年2月4日）国会会議録（抄）

○笠井委員 いろいろな働き方があると言われましたけれども、この間、正規から非正規雇用への置きかえが進んだのに加えて、今度は雇用によらない働き方がふえて、大きくさま変わりしているという状況であります。

こうした働き方について、じゃ、今政府がどのように見ているかということでいいますと、総理が議長を務める未来投資会議が昨年十二月十九日にまとめた中間報告で、そうした働き方について、組織の中に閉じ込められ固定されている人を解放するもの、そういう見出しあって、むしろ推奨をしている。それは間違いありませんね。

○西村国務大臣 未来投資会議を担当しております私の方からお答え申し上げます。

まさに委員御指摘のとおり、第四次産業革命が進む中で、インターネットを使ってさまざまな働き方が増加をしてきております。御指摘のように、短期、単発の仕事を請け負って個人で働く新しい就業形態、ふえているわけであります。時間があるときに兼業、副業でやる方もおられれば、あるいは、高齢者の新たな就業形態の一つとしても期待されているところでございます。

御指摘の未来投資会議におきまして、昨年十二月に、新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告において、多様な働き方の一つとして、希望する個人が、希望する個人が個人事業主、フリーランスを選択できる環境を整える必要があるという指摘をしているところであります。

（後略）

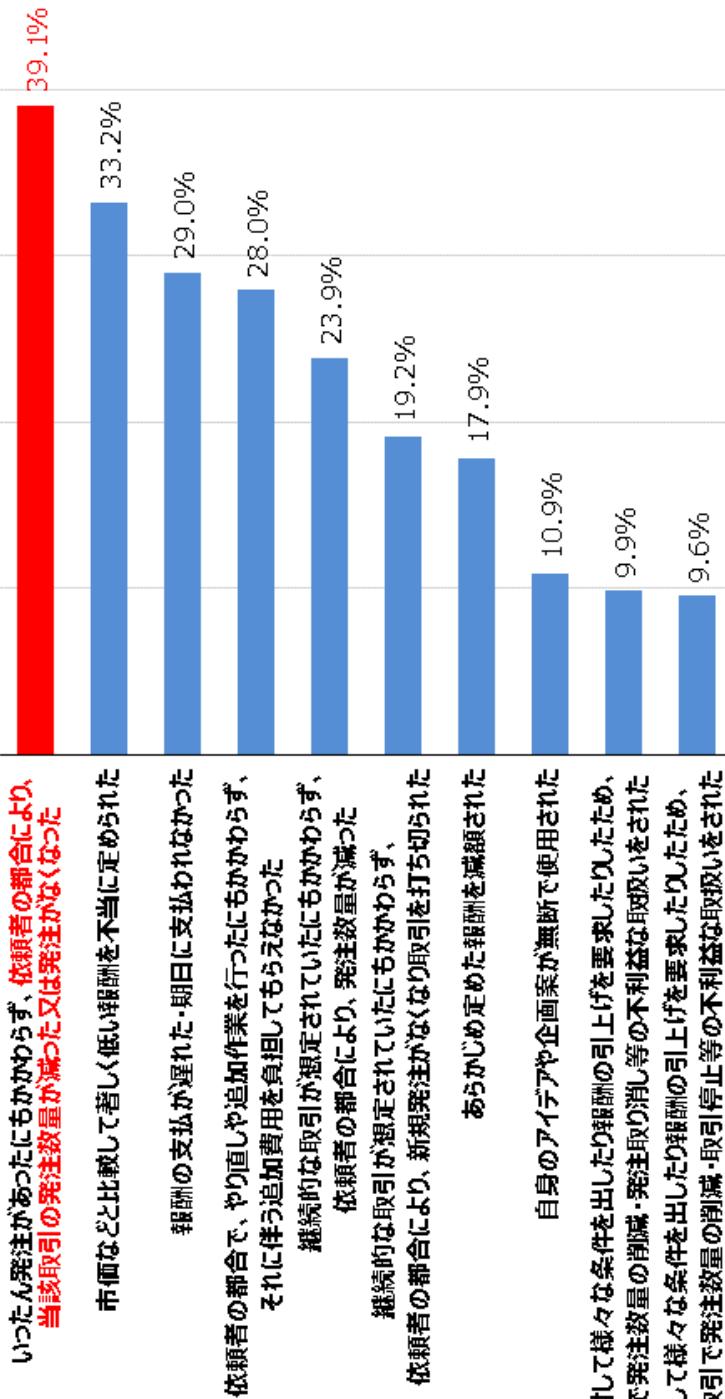
(参考3) ブラッシュアップ問題

アリーナス

納得できない依頼者の行為の内容

○納得できない依頼者の行為の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



回答割合

0% 10% 20% 30% 40% 50%

（注）アリーナスは「実店舗ではなく、屋人もしない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことはありますか。」（複数回答）という設問への回答について、依頼者の納得できない行為を経験したことがある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

（出所）アリーナスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

(参考4)「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月 内閣官房)①

内閣官房が実施したフリーランス実態調査によれば、フリーランスという働き方を選択した理由について、

- ・「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が6割
- ・「働く時間や場所を自由とするため」と回答した者も4割となっている。

また、フリーランスという働き方の満足度については、

- ・「仕事上の人間関係」、
- ・「就業環境（働く時間や場所など）」、
- ・「プライベートとの両立」

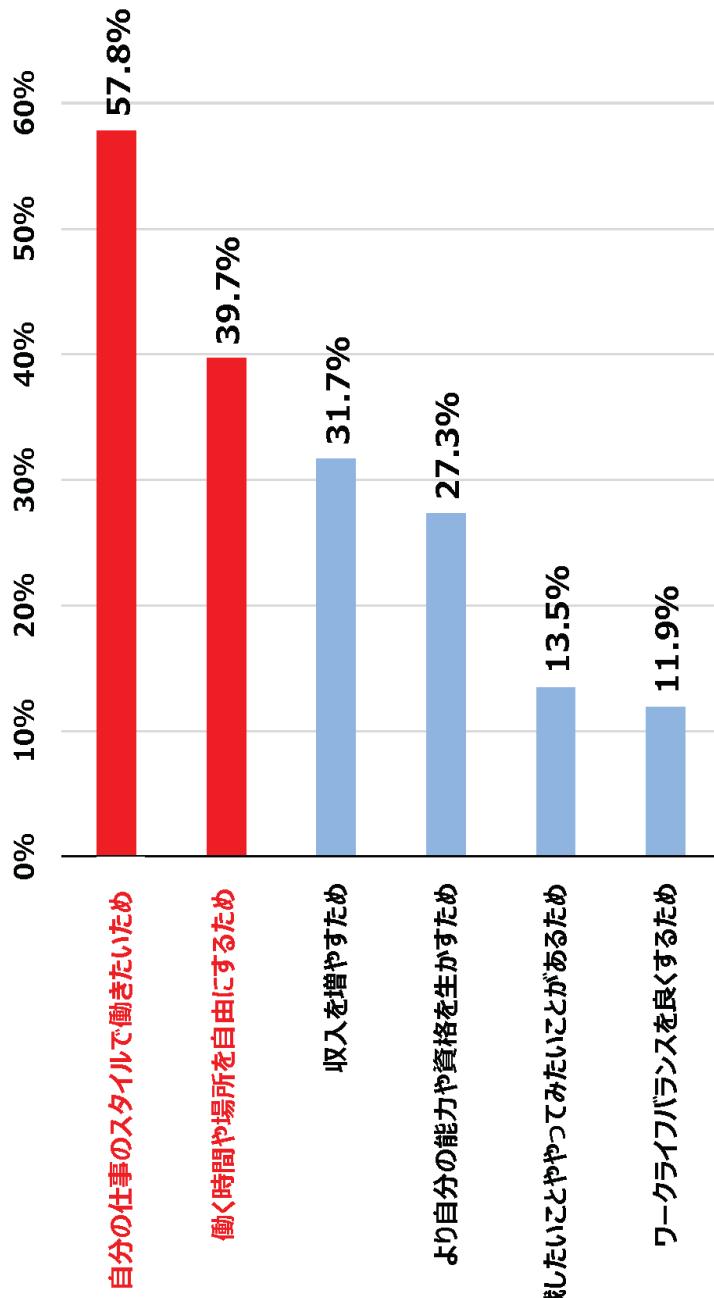
などの項目で、7割以上が満足と回答しており、

8割の者が「今後もフリーランスとして働き続けたい」としている。

フリーランスという働き方を選択した理由

就業状況

- フリーランスという働き方を選択した理由として「**自分の仕事のスタイルで働きたいため**」と回答した者が6割。
- また、「**働く時間や場所を自由とするため**」と回答した者も4割。



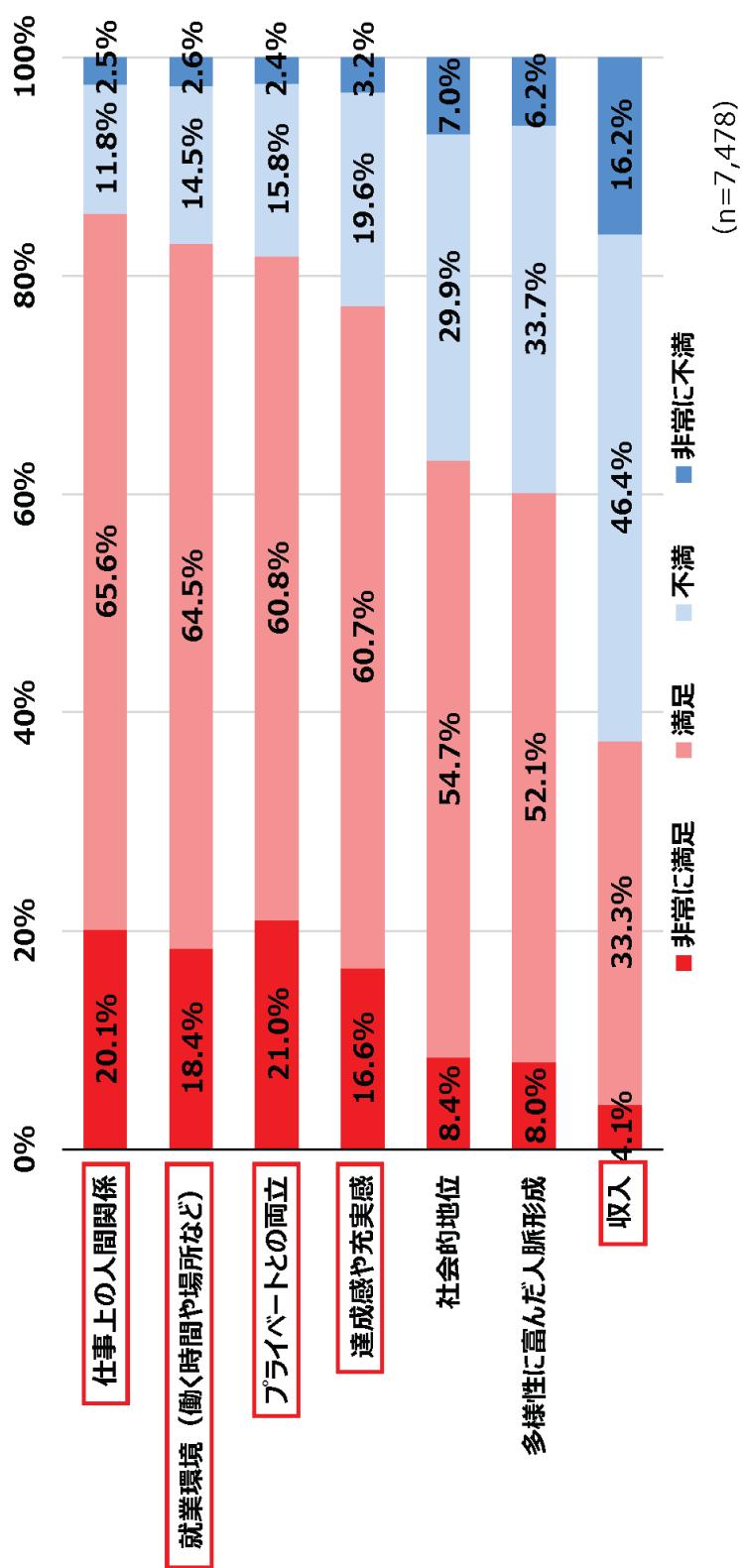
(n=7,478)

(注)「フリーランスとしての働き方を選択した理由について、当てはまるものをお選びください。」(複数回答可) という設問への回答のうち上位6項目を集計。

就業状況

フリーランスという働き方の満足度

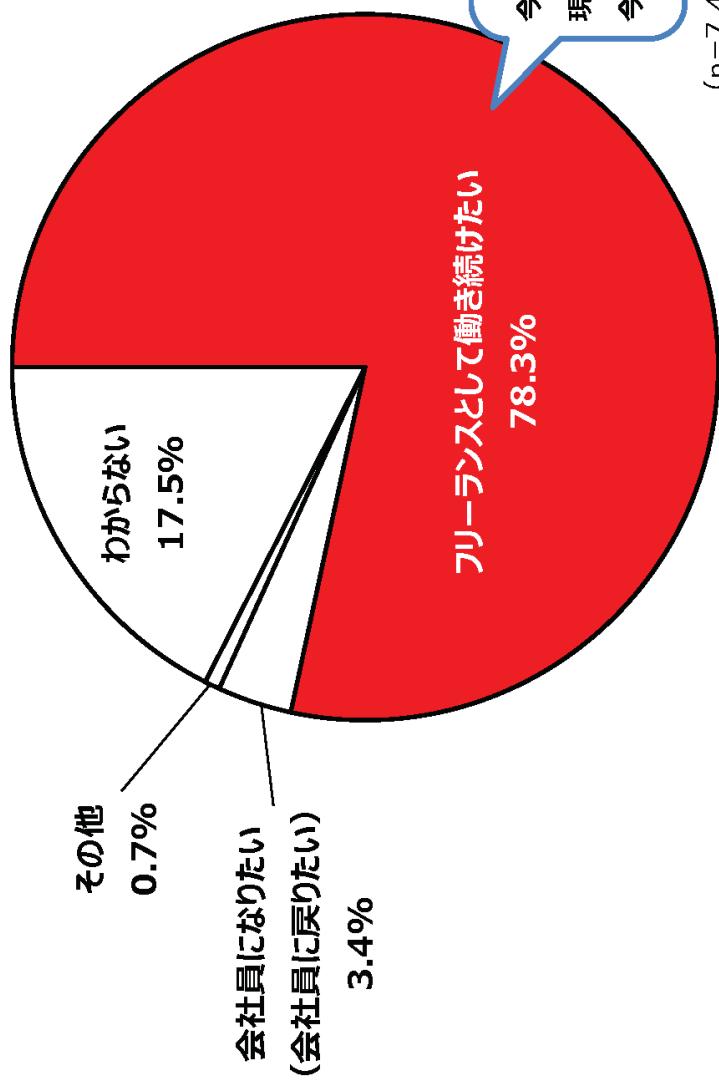
- 7割以上のフリーランスが、「仕事上の人間関係」、「就業環境（働く時間や場所など）」、「プライベートとの両立」、「達成感や充足感」に満足。
- 一方、収入について満足しているフリーランスは4割。



(注)「フリーランスとしての働き方の満足度はどの程度ですか。」(単一回答) という設問への回答を集計。

フリーランスという働き方の迷続意思

- 今後もフリーランスとして働き続けたいと回答した者が、8割。
- そのうち、フリーランスとしての事業規模の維持・拡大を予定する者は9割。



今後は受ける仕事を増す予定…**46.2%**
現状の仕事の規模を維持する予定…**46.0%**
今後は受ける仕事を減らす予定…**7.8%**

(n=7,478)

(注) 「今後もフリーランスとして働きたいですか。」(単一回答) という設問への回答を集計。

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問3 (対政府参考人). スタートアップ育成5カ年計画が策定され、スタートアップの担い手育成の取り組みを進める中、フリーランスの活動促進も併せて取り組むべきではないか。

1. (先ほど大臣から御答弁があった通り) 個人が多様な働き方の中から、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要であり、フリーランスという働き方は、選択肢の一つであると考えている。
また、フリーランスの方々が安定的に働くことができる環境を整備することは重要であるため、本法律案を提出したところ。
2. 加えて、(御指摘の「フリーランスの活動促進」について) 従前から、フリーランスを含めた中小企業・小規模事業者等に対して、
 - ・ 新たな設備投資への貸し付け
 - ・ 新規顧客の開拓や販路拡大といった相談支援等その成長を後押しする支援策を講じてきているところ。
3. フリーランスとして働くことを希望する個人が、事業者として安定的に働くことができる環境整備に取り組むとともに、こうした支援策を活用しつつ、引き続き、事業者としての成長を希望するフリーランスを応援していく。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考 1）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抜粋）

III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

（1）スタートアップ育成 5 か年計画の策定

⑩従業員を雇わない創業形態であるフリーランスの取引適正化法制の整備

創業の一形態として、従業員を雇わない、フリーランスの形態で仕事をされる方が我が国でも 462 万人と増加している。他方で、フリーランスは、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者（依頼者）への依存度が高い傾向にある。

フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった旧来の中小企業法制では対象とならない方が多く、相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

（参考1）成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第2章 新しい働き方の定着

2. フリーランスの環境整備

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施した。その上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

こうした状況も踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う。

(参考2) 衆・予算委員会（令和2年2月4日）国会会議録（抄）

○笠井委員 いろいろな働き方があると言われましたけれども、この間、正規から非正規雇用への置きかえが進んだのに加えて、今度は雇用によらない働き方がふえて、大きくさま変わりしているという状況であります。

こうした働き方について、じゃ、今政府がどのように見ているかということでいいますと、総理が議長を務める未来投資会議が昨年十二月十九日にまとめた中間報告で、そうした働き方について、組織の中に閉じ込められ固定されている人を解放するもの、そういう見出しあって、むしろ推奨をしている。それは間違いありませんね。

○西村国務大臣 未来投資会議を担当しております私の方からお答え申し上げます。

まさに委員御指摘のとおり、第四次産業革命が進む中で、インターネットを使ってさまざまな働き方が増加をしてきております。御指摘のように、短期、単発の仕事を請け負って個人で働く新しい就業形態、ふえているわけであります。時間があるときに兼業、副業でやる方もおられれば、あるいは、高齢者の新たな就業形態の一つとしても期待されているところでございます。

御指摘の未来投資会議におきまして、昨年十二月に、新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告において、多様な働き方の一つとして、希望する個人が、希望する個人が個人事業主、フリーランスを選択できる環境を整える必要があるという指摘をしているところであります。

（後略）

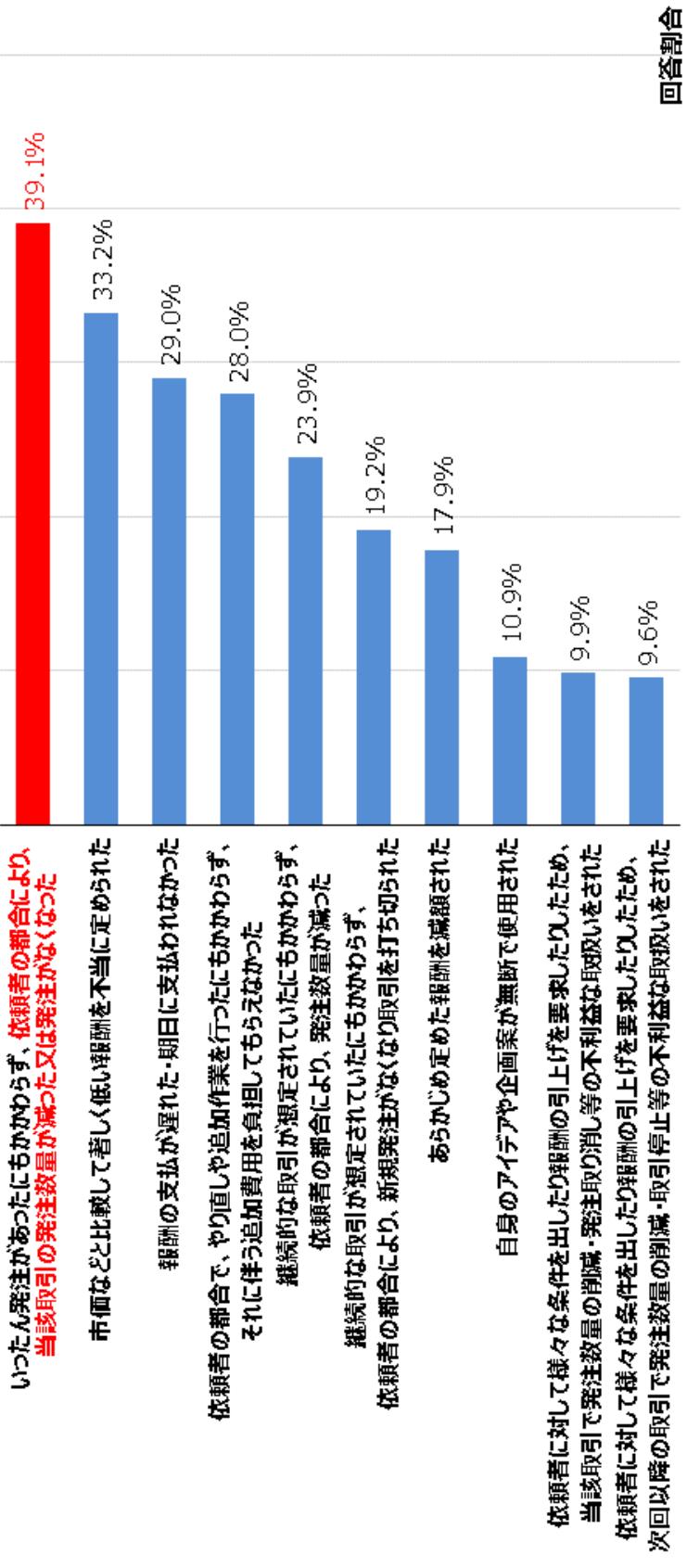
(参考3) ブラッシュアップ問題

アリーナス

納得できない依頼者の行為の内容

○納得できない依頼者の行為の内容として、依頼者の都合による発注取消しや発注量減少が39.1%を占める。

納得できない依頼者の行為の内容（上位10項目）



0% 10% 20% 30% 40% 50%

（注）アリーナスは「実店舗ではなく、屋人もしない自営業主や一人社長であつて、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者（農林水産従事者は除く）」と定義。

「直近3年間の取引において、依頼者から、次のようなあなたが納得できない行為を受けたことはありますか。」（複数回答）という設問への回答について、依頼者の納得できない行為を経験したことがある者（回答数：1,663）を母数として集計し、上位10項目を抜粋。

（出所）アリーナスを対象に、2021年7月20日～8月20日にかけて内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省及び中小企業庁が共同で実施したアンケート調査を基に作成。

(参考4)「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月 内閣官房)①

内閣官房が実施したフリーランス実態調査によれば、フリーランスという働き方を選択した理由について、

- ・「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が6割
- ・「働く時間や場所を自由とするため」と回答した者も4割となっている。

また、フリーランスという働き方の満足度については、

- ・「仕事上の人間関係」、
- ・「就業環境（働く時間や場所など）」、
- ・「プライベートとの両立」

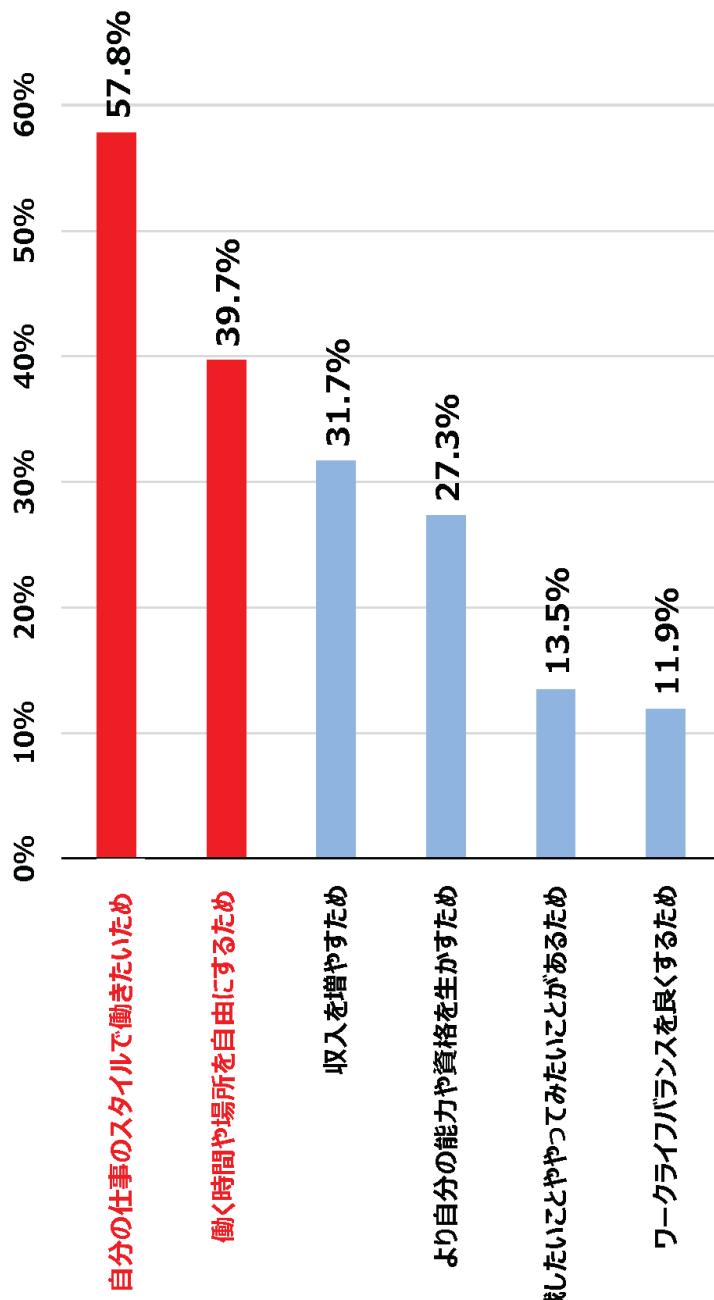
などの項目で、7割以上が満足と回答しており、

8割の者が「今後もフリーランスとして働き続けたい」としている。

フリーランスという働き方を選択した理由

就業状況

- フリーランスという働き方を選択した理由として「**自分の仕事のスタイルで働きたいため**」と回答した者が6割。
- また、「**働く時間や場所を自由とするため**」と回答した者も4割。



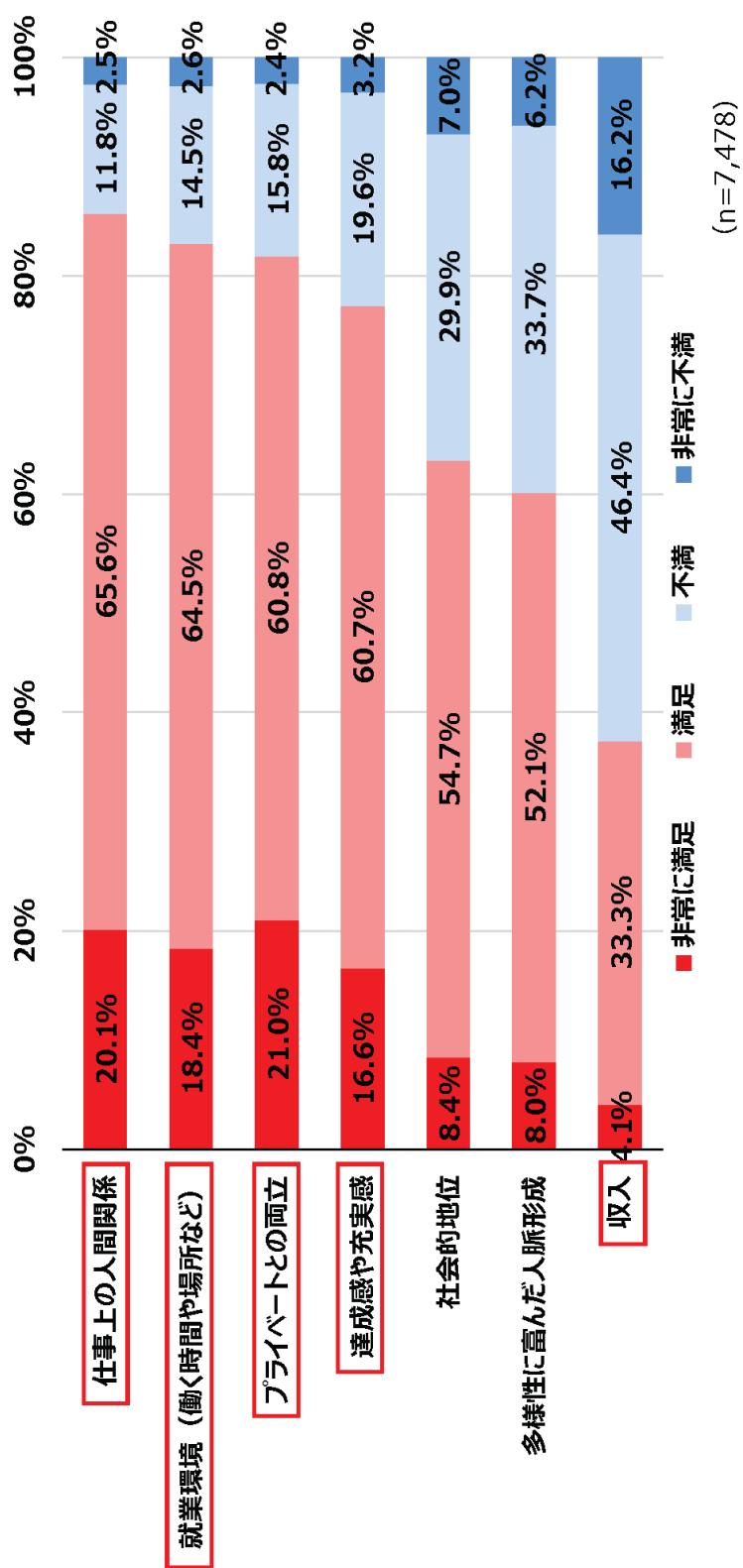
(n=7,478)

(注)「フリーランスとしての働き方を選択した理由について、当てはまるものをお選びください。」(複数回答可) という設問への回答のうち上位6項目を集計。

就業状況

フリーランスという働き方の満足度

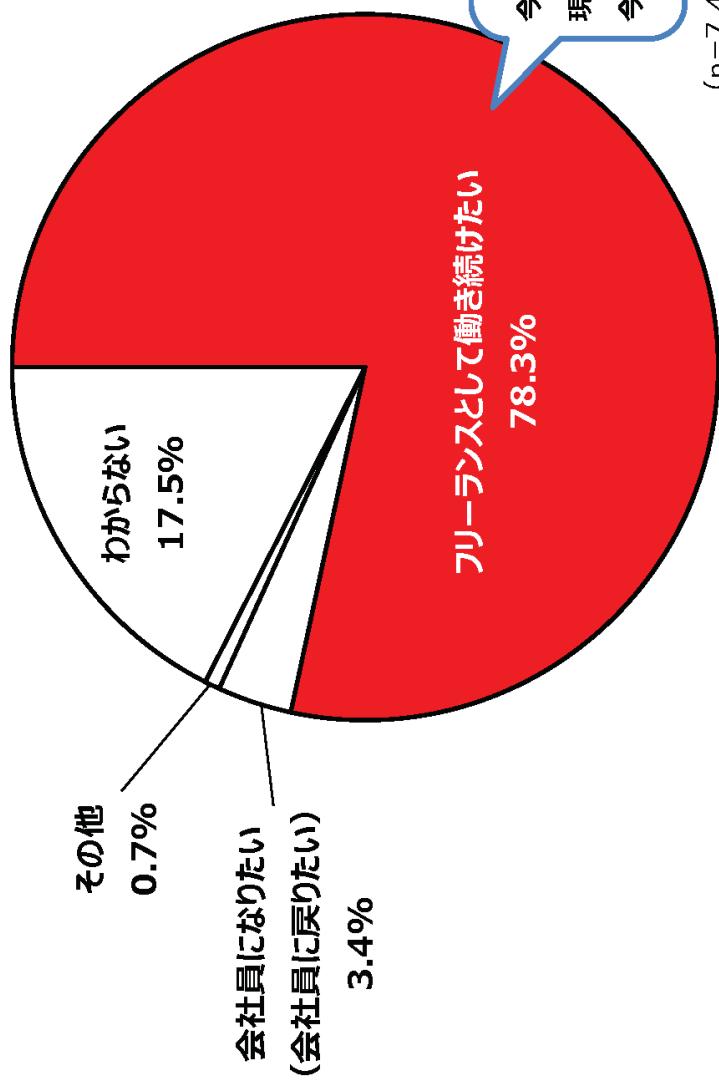
- 7割以上のフリーランスが、「仕事上の人間関係」、「就業環境（働く時間や場所など）」、「プライベートとの両立」、「達成感や充足感」に満足。
- 一方、収入について満足しているフリーランスは4割。



(注)「フリーランスとしての働き方の満足度はどの程度ですか。」（単一回答）という設問への回答を集計。

フリーランスという働き方の迷続意思

- 今後もフリーランスとして働き続けたいと回答した者が、8割。
- そのうち、フリーランスとしての事業規模の維持・拡大を予定する者は9割。



今後は受ける仕事を増す予定…**46.2%**
現状の仕事の規模を維持する予定…**46.0%**
今後は受ける仕事を減らす予定…**7.8%**

(n=7,478)

(注) 「今後もフリーランスとして働きたいですか。」（単一回答）という設問への回答を集計。

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問4 (対政府参考人). 下請法の適用対象となる取引についても、本法律案の第2章を適用させることとした理由は何か。また、下請法と本法律案の両方の適用対象となる場合、解釈上はどちらの法律が適用されることになるのか。

1. 下請代金法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益の保護を目的とするものである。

一方、本法案は、従業員を使用せず一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスの特性に着目して、フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備を目的とするものである。

このように、下請代金法と本法案の趣旨・目的は、必ずしも一致するものではないことから、本法案では適用関係の整理規定を置かず、下請代金法の適用対象となる取引についても、本法案が適用され得るものとしている。

2. なお、発注事業者の一つの行為について、本法案と下請代金法の二つの法律を適用し得る場合には、個々の事案に応じて、公正取引委員会等において、どちらの法律を適用するか、個別に判断することを想定している。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（参考2）下請代金支払遅延等防止法

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(参考3) 本法案と下請代金法との適用対象の比較

受託事業者		委託事業者	
法人 (一人社長を除く)	個人事業者 (従業員有)	個人事業者 (従業員無)	個人事業者 (従業員無)
資本金 1千万円超	資本金 1千万円以下	下請代金法	下請代金法
法人 (二人社長を除く)	資本金 1千万円以下	下請代金法	下請代金法
	個人事業者 (従業員有)	本法案	本法案
	個人事業者 (従業員無) 一人社長	本法案 (書面交付のみ)	本法案 (書面交付のみ)

※ 「一人社長」とは、法人であって、代表者1人以外に役員がおらず、かつ、従業員を使用しないもののことを行う。

(参考4) 本法案と下請代金法の規律の比較

項目		本法案	下請法
契約内容の明示	発注書面の交付	○	○
	取引記録の書類の作成及び保存	— (※1)	○
支払遅延	期日における報酬の支払い・支払遅延	○	○
	遅延利息	— (※1)	○
その他 禁止行為	受領拒否	○	○
	減額	○	○
返品	返品	○	○
	買いたき	○	○
購入利用強制	購入利用強制	○	○
	報復措置	○	○
就業環境 の整備 (※2)	有償支給材の早期決済	— (実例僅少)	○
	割引困難手形	— (実例僅少)	○
育児・介護等との両立への配慮	利益提供要請	○	○
	不正当なやり直し	○	○
ハラスメント行為に関する体制整備	募集情報の的確な表示	○	—
	中途解除等の予告	○	—

(※1) 下請法に比べて小規模な発注事業者が規制対象に含まれるため、これらの義務は課さないことを予定。
(※2) 特定受託事業者が、事業者であるとともに、一人の個人として業務を行うという側面から生じるトラブル等に対応する措置。

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問5 (対政府参考人). 適用関係の考え方として、個々の取引ごとにどの法律に基づく手続きが必要になるのかを判断することになると、負担にならないか懸念するのだが、この点は如何か。

1. (先ほども申し上げたとおり、) 発注事業者の一つの行為について、本法案と下請代金法の二つの法律を適用し得る場合には、個々の事業に応じて、公正取引委員会等において、どちらの法律を適用するか、個別に判断することを想定している。
2. 二つの法律の適用関係については、発注事業者とフリーランスの双方が適切に判断できるようにガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 ■■■■■ (内線：■■■) 携帯 ■■■■■

(対政府参考人)

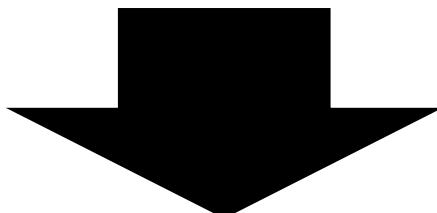
4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問6(対政府参考人). 納付の内容等の明示について、下請法と本法律案の双方が適用対象となる場合、あくまでも書面の交付が原則となるのか。

【注】



1. 下請代金法第3条では、親事業者が、下請事業者に對し製造委託等をした場合には、取引条件を記載した書面を交付しなければならないとしており、下請事業者の承諾を得た場合に限り、電子メール等の電磁的方法により提供することができるとしている。
2. 一方、本法案第3条では、発注事業者とフリーランス双方の利便性向上の観点から、発注事業者は、①取引条件を記載した書面を交付する方法、②取引条件をメール等の電磁的方法により提供する方法、のいずれかを選択できるようにしている。



3. 本法案と下請代金法の二つの法律を適用し得る場合については、
①本法案第3条と下請代金法第3条で定める事項を記載した書面を交付する、あるいは、
②受注事業者の承諾を得て本法案と下請代金法で定める事項について電子メール等の電磁的方法により提供するか、
のいずれかにする必要がある。

4. (先ほども申し上げたとおり、) 二つの法律の適用関係については、ガイドライン等の形で対外的にもお示しすることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（参考2）下請代金支払遅延等防止法

（書面の交付等）

- 第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。
- 2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(参考3) 本法案の明示事項（現時点の想定）と下請代金法の3条書面記載事項の差分

(黄色ハイライトは「その他の事項」)

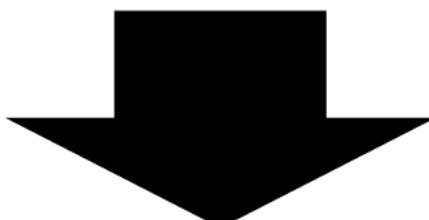
記載事項	本法案	下請代金法
発注事業者・受注事業者の名称	○	○ (1号)
委託をした日	○	○ (2号)
給付・役務の内容	○	○ (2号)
給付・役務提供の期日 (期間で役務提供を委託する場合はその期間)	○	○ (2号)
給付・役務提供の場所	○	○ (2号)
下請代金・報酬の額（算定方法を含む）	○	○ (4号)
下請代金・報酬の支払期日 (検査する場合は) 検査完了日	○	○ (4号) ○ (3号)
支払方法	○	○
(手形支払の場合は) 手形の金額・満期	—	○ (5号)
(ファクタリング等での支払の場合は) 金融機関の名称・支払額・期日	—	○ (6号)
(電子記録債権の場合は) 債権の額・支払期日	—	○ (7号)
(原材料等を発注者から購入させる場合は) 品名・数量・対価・引渡期日・決済期日と方法	—	○ (8号)
契約の期間	○	—
契約の終了事項	○	—
契約の中途解除の際の費用の取扱い	○	—

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問7 (対政府参考人). 特定受託事業者の遵守事項に
係る規定の対象は継続的な業務委託に限られるが、
下請法の親事業者の禁止事項は期間に関わらないと
いった相違が在る理由は何か。

1. 親事業者を規制する下請代金法は、“下請取引”とい
う取引構造上、交渉力等の格差が生じることを踏まえ、
独禁法における「優越的地位の濫用」を類型的に判断
し、迅速に規制する趣旨から、①資本金の大小と②取
引類型を基準として、規制対象を定めている。
2. 下請代金法では、資本金 1000 万円以下の事業者と
フリーランスとの間の取引が規制対象とはなっていない
ものの、実態として、こうした小規模な事業者とフ
リーランスとの取引においても問題が生じているため、
本法案では、下請代金法の規制対象となっていない小
規模な発注事業者であっても、従業員を使用し、フ
リーランスに委託を行う場合には、特定業務委託事業者
としての規制が及ぶこととしている。
3. 他方で、事業者間取引における契約自由の原則の観
点から、事業者取引に対する規制に基づく行政の介入
は最小限にとどめるべきであることにも留意が必要で
あり、小規模な発注事業者を中心として、重すぎる負
担が生じることのないよう、また、これにより特定受
託事業者への発注控えが生じることが無いよう、規制
は必要最小限とする必要がある。



4. この点、一般的には、契約期間が長くなるほど、発注事業者と受注事業者との間で経済的な依存関係が生じ、それを利用されて、不利益を受けやすい傾向にあり、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査でも、同様の実態が見られる。
5. このため、フリーランス保護の必要性と、過度な負担による発注控えを回避する観点も踏まえ、本法案では、下請代金法とは異なり、一定の期間にわたって継続する業務委託のみを対象として、報酬減額の禁止などの義務を課すこととしている。

(以下参考・更問が続く)

〔 答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED] 〕

(参考)

問7・更問（対政府参考人）．継続性要件の趣旨からすると、保護の対象が不当に狭くならないよう、ある程度短期に設定すべきと考える。法案第5条第1項柱書における「政令で定める期間」として想定している期間及びその理由を問う。

1. 「政令で定める期間」については、内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査も踏まえると、主な取引先との契約期間が3か月を超えて6か月といった長期となるほど取引先から不利益行為を受けやすいという傾向がみられるため、これも一つの参考として検討することとしている。
2. 具体的な期間については、（さきほど答弁させていただいた）規制対象となる小規模な発注事業者の負担の程度や規制の実効性などのバランスを踏まえ、今後、関係者の意見をよく確認しながら、フリーランス取引の実態に即した期間を設定してまいりたい。

（参考1）期間設定に当たっての考え方

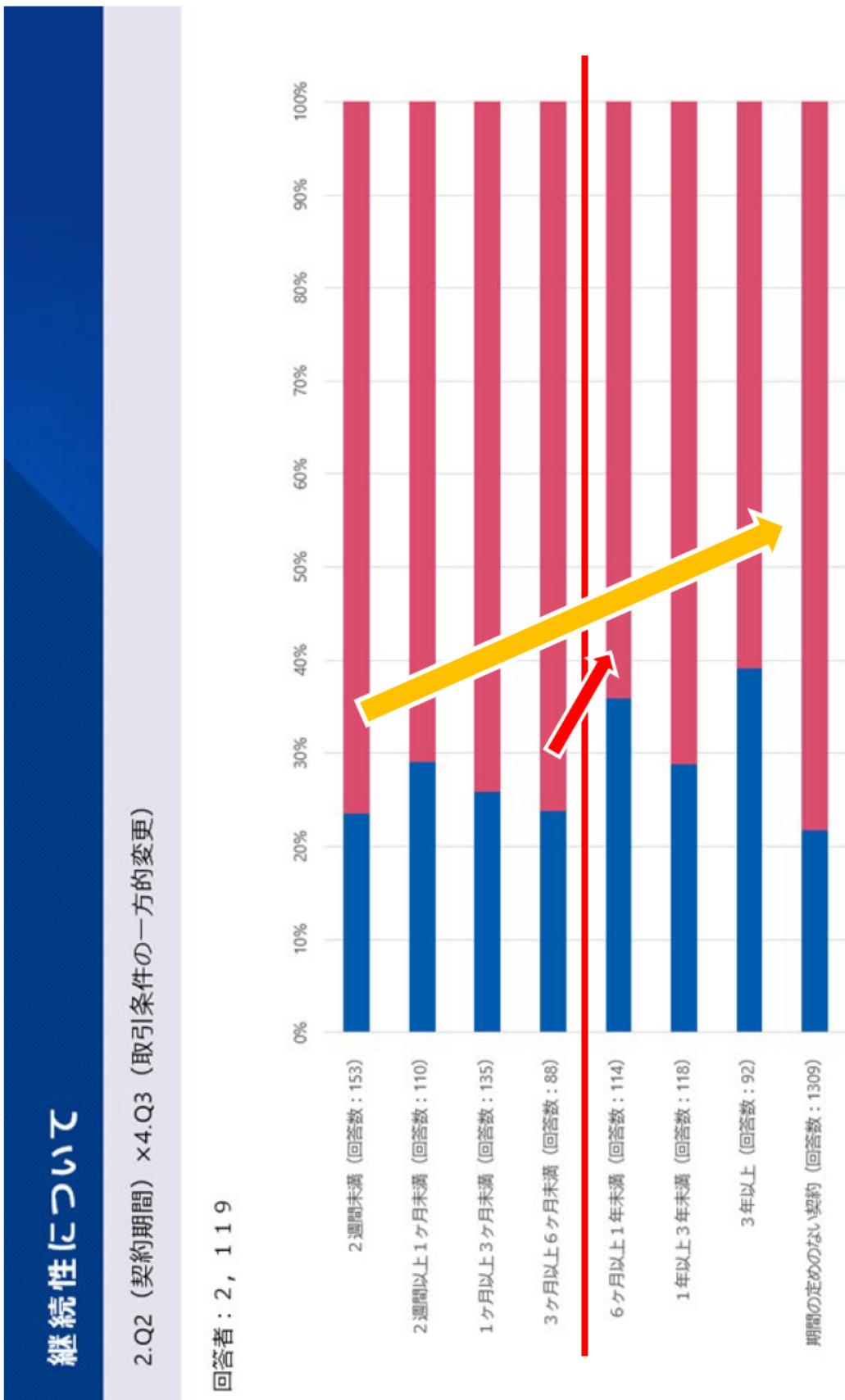
- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、相対的に大きくなる。
- 就業環境整備に関する規律については、1年を超えて継続する場合、
 - ① 中途解除等の予告は契約継続に対する期待が形成されて保護の必要性が高まる、
 - ② 育児介護等への配慮については、当事者間の一定の関係性を前提に配慮を求めることが妥当する、

という事情が存在する。そのため、これらの規律は禁止行為に比べて比較的長い期間を設定している。

(参考2) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

(令和4年9月実施) ①(現時点未公表)

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



7

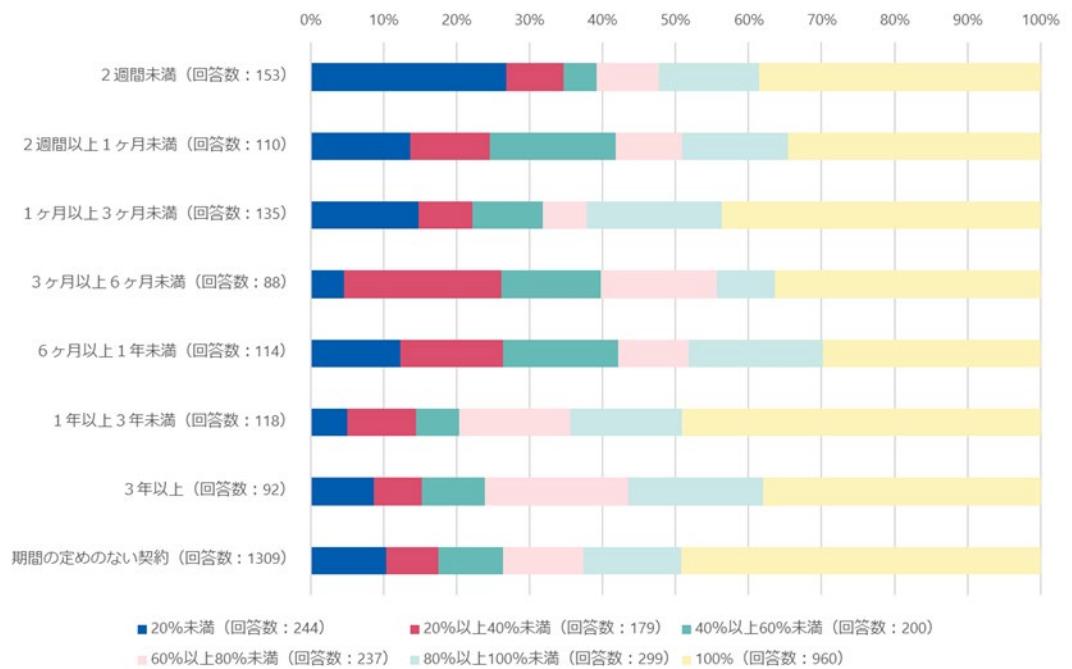
継続性について

（参考3）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

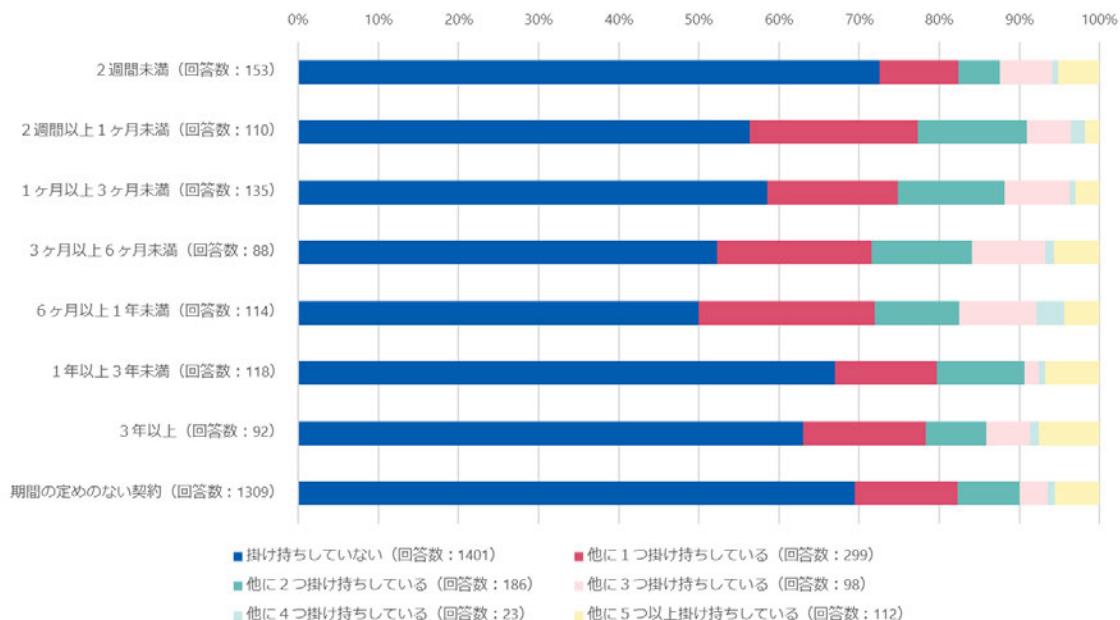
（令和4年9月実施）②（現時点未公表）

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

＜契約期間と契約の収入が全収入に占める割合＞



＜契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数＞



(参考4) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査
(令和2年実施)【公表】

資本金1000万円以下の企業との取引

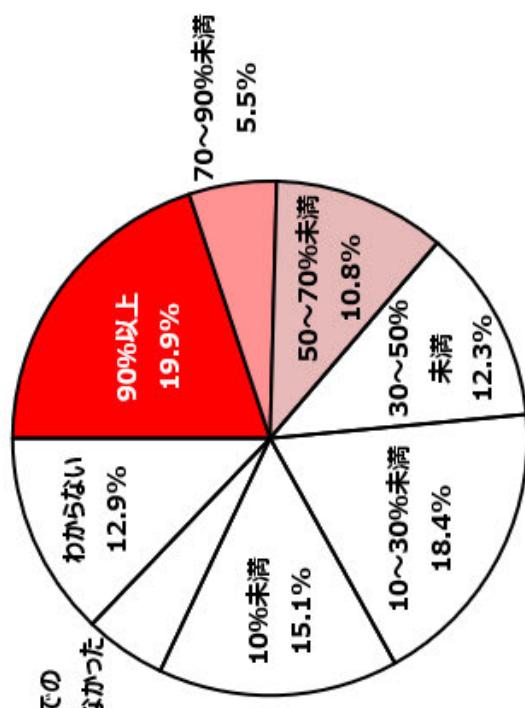
取引状況
(取引先との関係)

- 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスのうち、資本金1000万円以下の企業と取引をしたことがある者は4割。
- そのうち、資本金1000万円以下の取引から得られる売上が直近1年間の売上の過半を占めている者は4割。

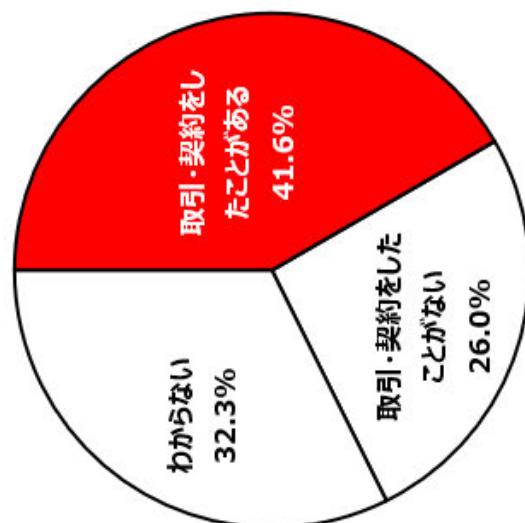
**資本金1000万円以下の企業との
取引実績**

問7—7

**資本金1000万円以下の企業との取引が
フリーランスとしての売上に占める割合**



(n=1,346)



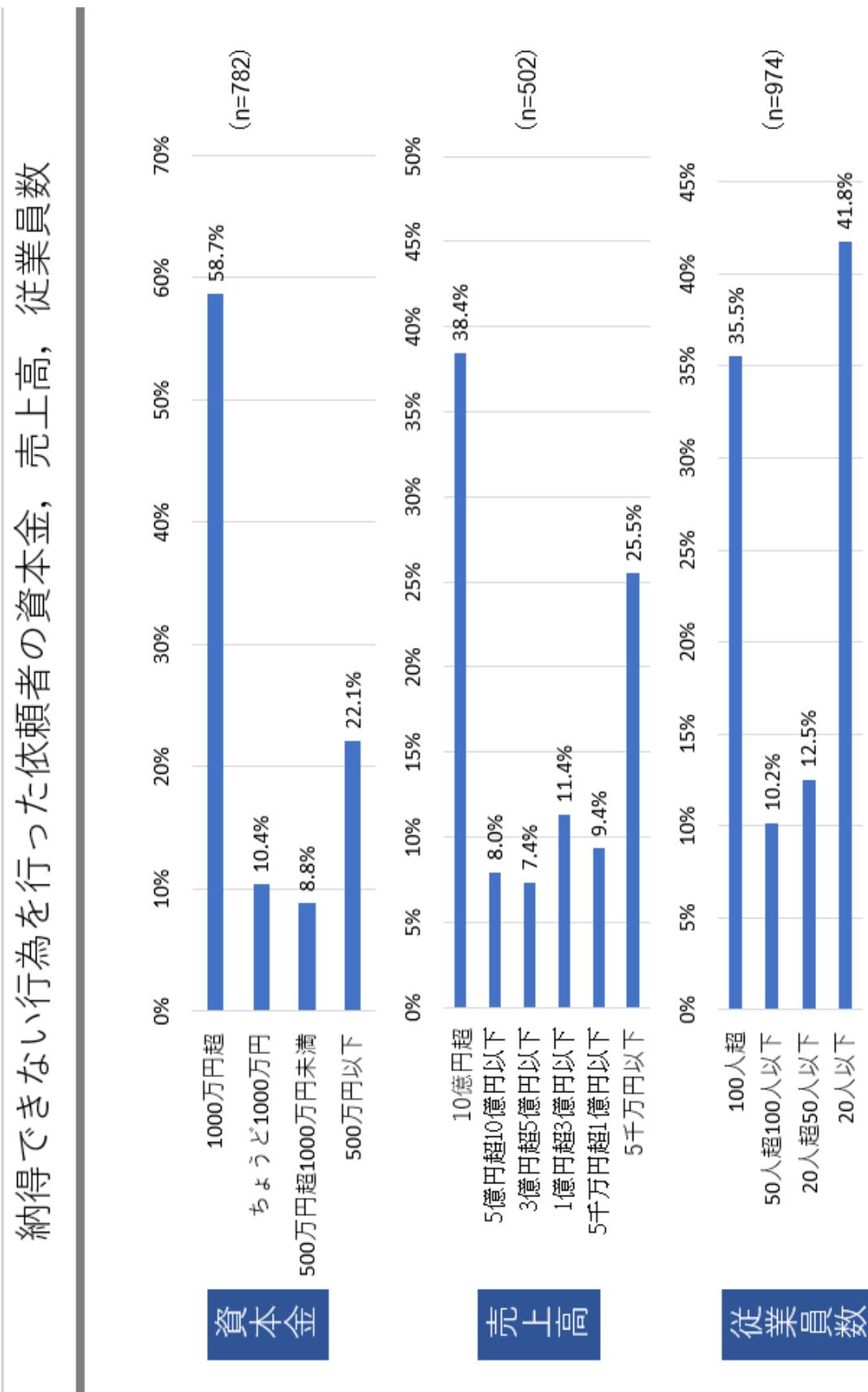
(n=3,234)

(注) 左図：「フリーランスとして働く中で、これまで資本金1000万円以下の企業（発注者）と取引・契約をしたことがありますか。」（単一回答）という設問への回答を集計。

(注) 右図：「資本金1000万円以下の企業（発注者）との取引・契約は、直近一年間の取引・契約（売上ベース）のうちどの程度の割合ですか。」（単一回答）という設問への回答を集計。

15

(参考5) 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査
(令和3年実施) **【非公表】**



(注) 「納得できない行為を行った依頼者である企業・団体・自営業主・フリーランスの資本金の額又は出資の総額をお答えください。」「納得できない行為を行った依頼者である企業・団体・自営業主・フリーランスの売上高をお答えください。」「納得できない行為を行った依頼者である企業・団体・自営業主・フリーランスの従業員数をお答えください。」(单一回答)という設問への回答を集計。ただし、「不明」と回答した者を除いて集計。

（参考6）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二～五 （略）

2 （略）

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問8 (対政府参考人). 発注事業者に経済的に依存し、従属的な立場に置かれるおそれがあると考えられる継続的な業務委託が広く含まれるよう、ガイドライン等で解釈基準を示すべきではないか。

1. (本法案では、個々の業務委託の契約期間が「政令で定める期間」よりも短い場合でも、それらが実態として同一の契約であり、その「更新」を繰り返した結果、「政令で定める期間」を超えるときには、継続的な業務委託に含まれることとしている。

そのため、「経済的に依存し、従属的な立場に置かれるおそれがあると考えられる継続的な業務委託」について、広く本法案の対象になるとを考えている。)

2. 具体的にどのような業務委託が継続的な業務委託に当たるか否かなど、契約当事者間で、法律の適用についての認識に齟齬が生じることのないよう、本法案の成立後において、その具体例や判断基準等について、各法の適用対象となる方々にわかりやすく周知し、適切な法の適用が徹底されるよう取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 鮫島 大幸

連絡先：役所 [REDACTED] (内線： [REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

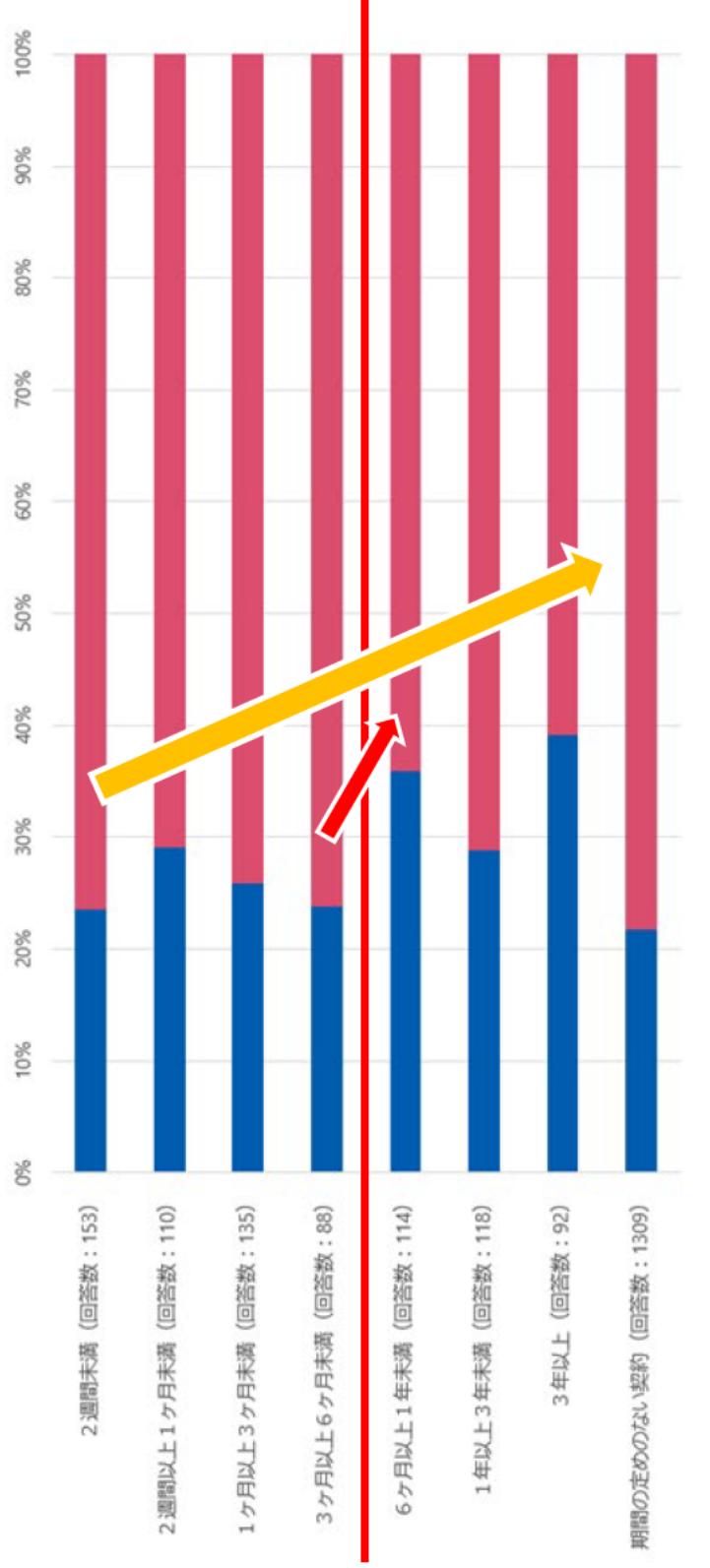
（参考1）期間設定に当たっての考え方

- 内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査では、
主な取引先との契約期間が数か月に至ると取引先から不利益
行為を受けやすい傾向がみられる。更に、特定受託事業者の
事業や生計への影響も大きい経済的依存関係は、特に1年を
超える場合は取引先数が少ないケースがより顕著にみられ、
相対的に大きくなる。

（参考2）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

（令和4年9月実施）①（現時点で未公表）

- 契約期間が6か月以上の場合、取引条件の一方的変更がなされたという回答率が高まるという結果であった。



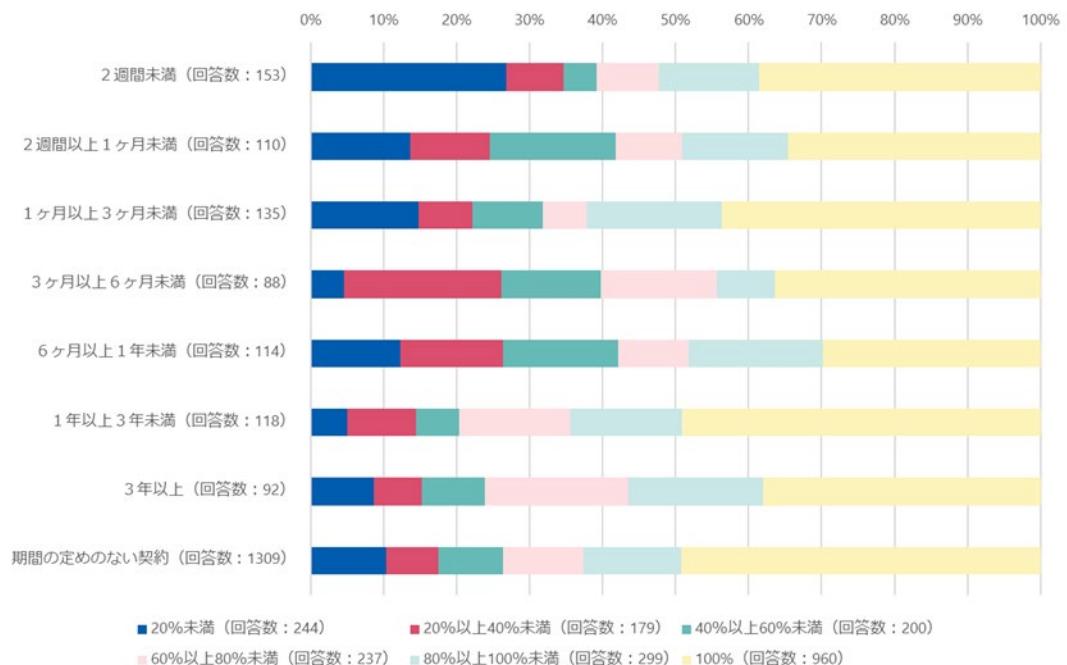
7

（参考3）内閣官房が関係省庁と共同で実施したアンケート調査

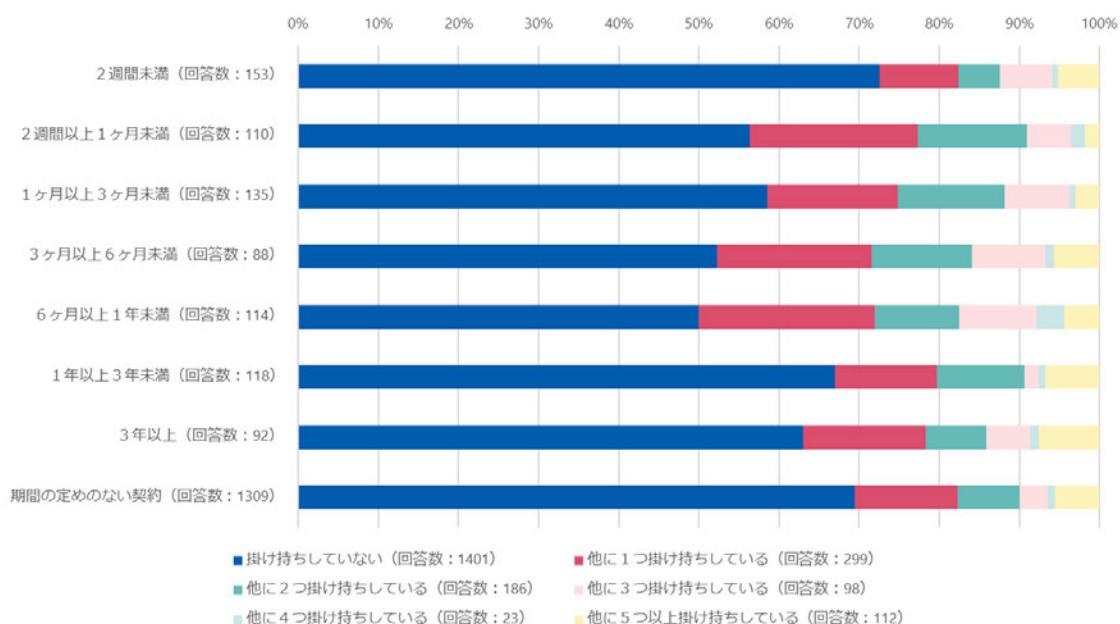
（令和4年9月実施）②（現時点未公表）

- 契約期間が1年以上の場合、仕事の掛け持ち数が減ったり、当該契約への収入依存度が高まるという結果であった。

＜契約期間と契約の収入が全収入に占める割合＞



＜契約期間と主な契約期間中の掛け持ち数＞

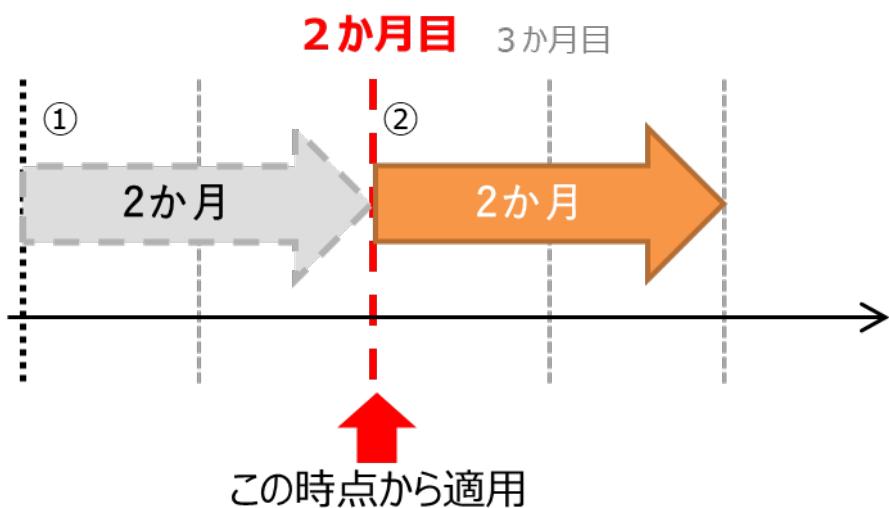


（参考4）更新の考え方について

- 更新を繰り返して一定期間以上となった業務委託については、更新した契約により、累計して当該一定期間以上となる場合には、当該契約から継続的な業務委託のルールが及ぶ。

●更新により継続的業務委託になる時点

「一定の期間」が3か月の場合、更新を繰り返した結果、その契約の終期が3か月を超える場合には、その契約を更新した時点から、継続的業務委託として扱われる。



●「更新」といえるかについて、

本法案の継続的な業務委託にかかる規律は、継続的関係に伴う依存関係が生じることに着目して課すものであるため、同一の当事者間の契約であれば、その業務委託の内容が全く同一でなくとも、実態として同一の契約であれば「更新」にあたる。実際には、個別の契約ごとに、内容の類似性等を加味して判断する。

●契約と契約との間が空いている場合

業務の性質の類似性や前後の契約期間に対する空白期間の長さに鑑みて、本法案における更新として扱われる。

（参考5）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

第二章 特定受託事業者に係る取引の適正化

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二～五 （略）

2 （略）

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問9（対政府参考人）. 募集情報の的確な表示について、対象が「特定業務委託事業者」に限定されているが、発注時の契約内容の明示義務と相違を設けた理由は何か。

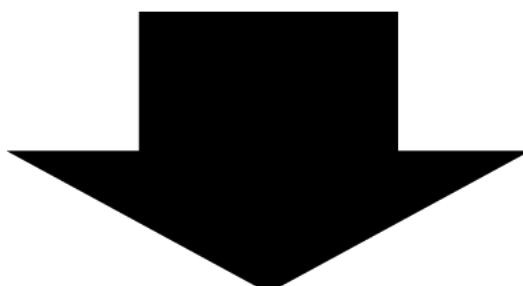
また、本法案において、仲介事業者を規制対象としなかった理由は何か。

また、仲介事業者の役割は重要だと考えるが、どのような位置づけであるかを法制化することは有効ではないか問う。

1. 事業者間取引については、取引自由の原則の下、行政の介入は最小限にとどめるべきであるものの、

- ・ 一人の「個人」として業務委託を受けるフリーランスについては、「組織」として事業を行う発注事業者との間で、交渉力やその前提となる情報収集力の格差が生じやすいと考えられることから、
- ・ 本法案では、組織である特定業務委託事業者が行う業務委託について、募集情報の的確表示を含め、一定の規律を設けることとしたものである。

2. 一方で、ご指摘の業務委託をした場合の取引条件の明示義務については、当事者間の認識の相違を減らし、トラブルを未然に防止するという点において、発注事業者の利益にも資することから、本規定に限り、個人である業務委託事業者が行う業務委託についても特に規律の対象とすることとしたものである。



3. また、仲介事業者について、

- ・ 単に発注事業者とフリーランスとの間の業務委託契約をあっせんしている場合には、契約形態上は「業務委託契約」には該当しないが、
- ・ 契約形態だけでなく、①委託内容への関与の状況、②金銭債権の内容・性格、③債務不履行時の責任主体等を総合的に判断した結果、実質的にその仲介事業者が「業務委託」を行っていると評価できる場合には、

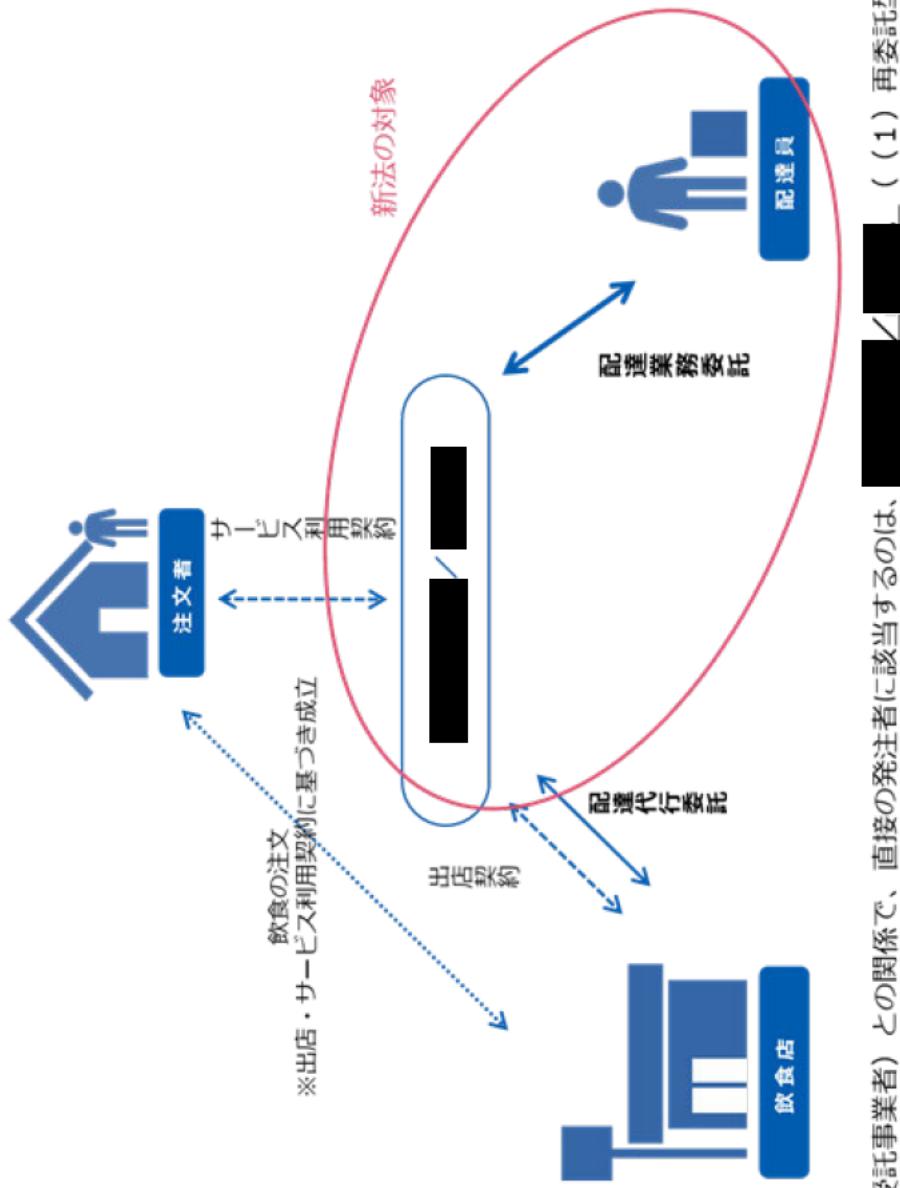
本法案における規制対象である「特定業務委託事業者」に該当することになる。

4. 他方、取引実態に照らしてもあっせんを行っているに過ぎない場合は、本法案の規制対象である「特定業務委託事業者」には該当しないが、仲介事業者を利用して業務委託を行う発注事業者とフリーランスとの取引は本法案の規制の対象であり、当該取引に問題のある場合には、仲介事業者に対する調査の実施も含め、適切に対応していくこととなる。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

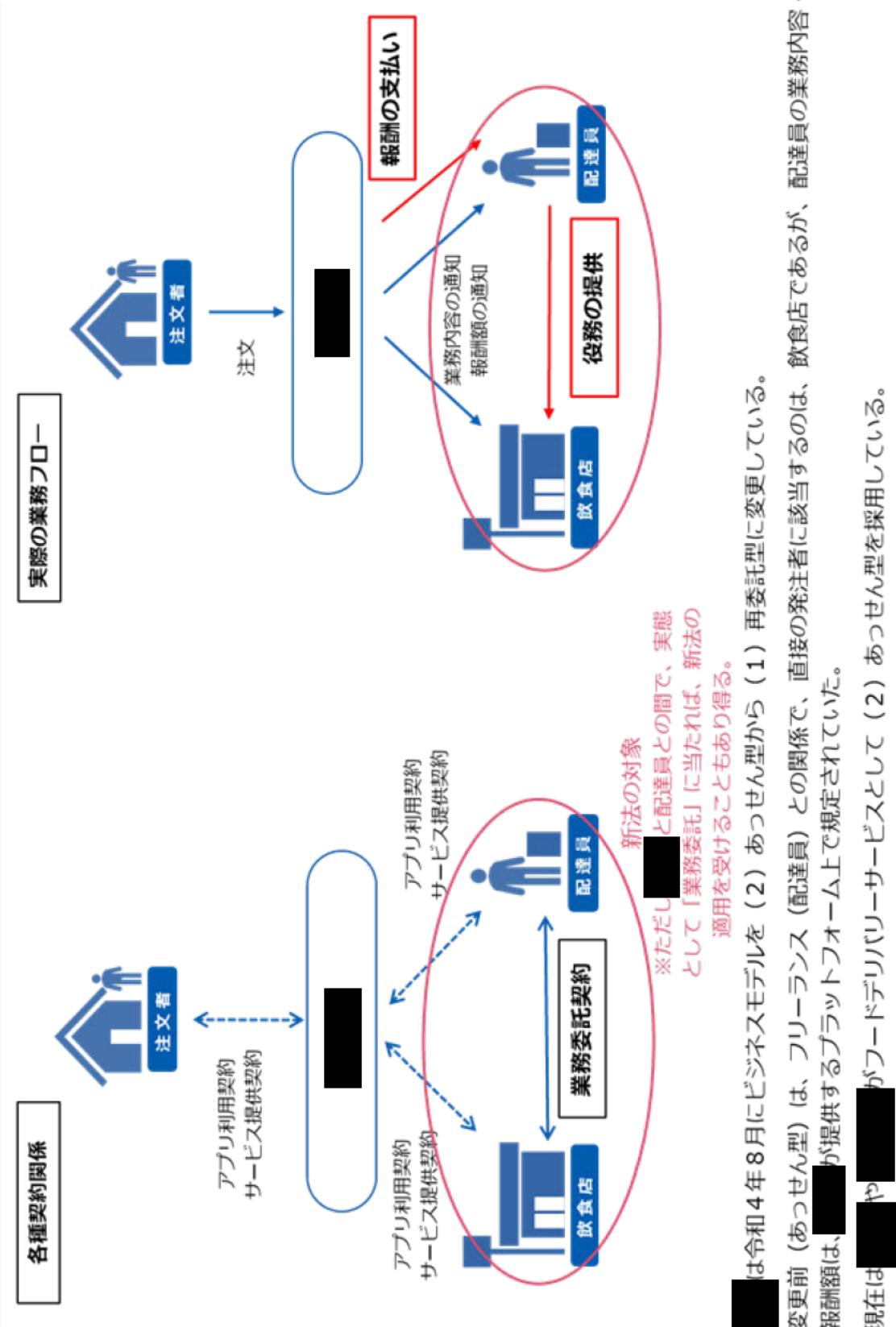
(参考 1) 仲介事業者に係る取引類型について①

仲介事業者に係る取引類型について (1) 再委託型フードデリバリーの例



- 配達員（特定受託事業者）との関係で、直接の発注者に該当するのは、■■■／■■■（（1）再委託型に相当）
 - そのため、■■■／■■■と配達員とは、発注者が「特定受託事業者」に委託する場合として、本法案の規制対象となる。
- ※ ■■■と配達員の関係について、配達業務委託ではなくアラバイト（雇用）のケースもあり、その場合は本法案の対象外。
- ※ 飲食の発注契約に関しては、■■■は、注文者と飲食店との仲立となる（契約当事者とならない）

(参考2) 仲介事業者に係る取引類型について② あつせん型フードデリバリーの例

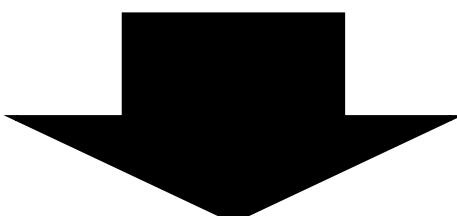


(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問 10 (対政府参考人). 募集情報の条文内にある「業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項」とは、どのようなものが想定されているか。発注時に明示しなければならない内容との違いはあるか。また、募集情報と「給付の内容等その他の事項」に違いがあった場合、どの程度の違いであれば「虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示」に該当しないと言えるのか。

1. 本法案では、第12条において、虚偽の募集情報等により生じるトラブルを防止するため、特定業務委託事業者における募集情報の的確な表示について規定している。
2. 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない事項としては、現時点においては、法律案に明記されている「業務の内容」のほか、政令で定める事項として、「委託者情報に関する事項」「報酬に関する事項」や「給付の場所や期間・時期に関する事項」などを想定している。
3. 他方、第3条において、業務委託をした場合に書面等により明示しなければならない事項としては、現時点においては、法律案に明記されている「給付の内容」、「報酬の額」、「支払期日」のほか、「受託・委託者の名称」、「業務委託をした日」、「給付の提供場所」、「給付の期日」等を想定している。



4. 広告等による募集情報は、フリーランスが当該募集に応じるかどうかを判断するための情報であることから、的確表示義務の対象とする事項は、

- ・ 基本的には、業務委託時の条件明示の事項に相当する事項としていく予定であるが、
- ・ 募集情報に関する規律という性格上、「業務委託をした日」等の実際に業務委託を行うことに伴う事項は含まれないなど、

書面等による明示事項とは対象が異なる部分もあると考えている。

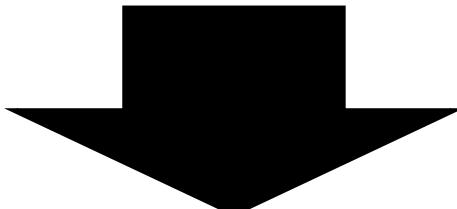
5. また、募集情報と実際の取引条件の違いについて、例えば、

- ・ 予定よりも高額な報酬額を表示するなど、意図的に実際の取引条件と異なる情報を表示した場合には、「虚偽の表示」に（注1）、
- ・ モデル報酬額の例であるにもかかわらず、その旨を示さず、報酬額が確約されているかのように表示した場合には、「誤解を生じさせる表示」に、それぞれ該当する可能性があると考えられる。

（注1）具体的な取引条件の設定に当たり、当事者間の交渉を経た上で、当事者の合意に基づき、募集情報から実際の取引条件に変更することとなった場合は、「虚偽の表示」に該当しない。

6. いずれにしても、個別の事案について、社会通念上、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当するかどうかを、客観的に判断することとなるものと考えている（注2）。

（注2）職業安定法における募集情報の的確表示義務（同法第5条の4）においても同様。



7. こうした内容については、第15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化を図ることとしており、特定業務委託事業者が適切な措置を講じることができるように、関係者の意見を聴きつつ、取引の実態を踏まえながら検討してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（募集情報の的確な表示）

第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報（業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。

（指針）

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）に基づく募集情報等の的確表示

募集情報等提供事業者等が書面、テレビ・ラジオ等、インターネットで広告する募集情報等（募集情報等、求人企業情報、事業の実績に関する情報）について、①内容が正確かつ最新であること、②虚偽・誤解のないよう表示することを義務付け。

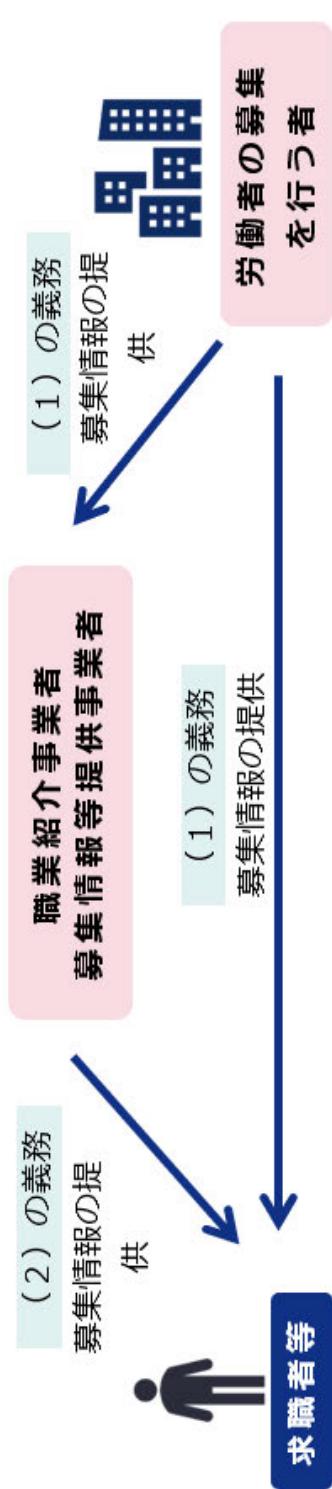
改正の内容

（1）労働者の募集を行う者の義務

- ① 募集情報等について広告をするときは、正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。
- ② 募集情報等について広告をするときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

（2）職業紹介事業者や募集情報等提供事業者などの雇用仲介事業者の義務

- ① 募集情報について広告をするときは、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならぬ。
- ② 募集情報について広告をするときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。



(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問11 (対政府参考人). 妊娠・出産・育児・介護に対する配慮義務やハラスメント対策を講じる義務について、義務を負う「特定業務委託事業者」へのようすに説明・周知していくのか。

1. 本法案では、特定業務委託事業者に対し、

- ・ 特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、特定受託事業者からの申出に応じ、必要な配慮をすること
- ・ ハラスメント対策として、特定受託事業者からの相談に適切に対応するための体制整備等をすることを義務付けている。

2. 特定業務委託事業者において、これらの規定の趣旨・内容をご理解いただき、適切な対応をしていただけるよう、本法案の成立後、施行までの間に、十分な説明・周知が必要であると考えている。

3. このため、育児介護等の配慮やハラスメント対策として特定業務委託事業者に求められる対応の具体例等について、厚生労働大臣の定める指針等においてお示しするとともに、説明会の開催、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトへの掲載や関係団体を通じた周知など、様々な方法で、しっかりと説明・周知を行っていきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリ

ーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条及び第十六条第一項において「継続的業務委託」という。）**の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者**（当該特定受託事業者が第二条第一項第二号に掲げる法人である場合にあっては、その代表者）**が妊娠、出産若しくは育児又は介護**（以下この条において「育児介護等」という。）**と両立しつつ当該継続的業務委託に係る業務に従事することができるよう、その者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。**

2 (略)

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る特定受託業務従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 性的な言動に対する特定受託業務従事者の対応によりその者（その者が第二条第一項第二号に掲げる法人の代表者である場合にあっては、当該法人）に係る業務委託の条件について不利益を与え、又は性的な言動により特定受託業務従事者の就業環境を害すること。
- 二 特定受託業務従事者の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動によりその者の就業環境を害すること。
- 三 取引上の優越的な関係を背景とした言動であって業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定受託業務従事者の就業環境を害すること。

2 (略)

(指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(対政府参考人)

4月25日 参・内閣委 高木 かおり 君

問12（対政府参考人） 第15条の指針について、それぞれの業界における就業実態や慣習等も踏まえた具体的な取り組みの方向性を定めるべきと考えられるが、検討会などを設け、幅広く関係者から意見を聴取した上で、定められるという認識で良いか。

1. 本法案では、第15条に基づき、厚生労働大臣が
 - ・ 募集情報の的確表示（第12条）
 - ・ 育児介護等と業務の両立への配慮（第13条）
 - ・ ハラスメント対策（第14条）に関し、特定業務委託事業者が適切に対処するために必要な指針を策定・公表することとしている。
2. 御指摘のとおり、フリーランスの働く業種・業態は様々であることから、特定業務委託事業者において、これらの義務に適切に対処いただくためには、取引の内容やそれに伴う特定受託事業者の働き方、特定業務委託事業者の規模等に応じた取り組みを進めていただくことが重要であると考えている。
3. このため、指針の策定にあたっては、取引の実態を踏まえた検討を行う観点から、厚生労働省において、本法案の対象となるフリーランス関係団体や労使団体等に参画いただく検討の場を設け、幅広くご意見を伺いながら検討を進めていきたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス
取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]